

平成三十年五月十五日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一九六第二七三号

平成三十年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員山井和則君提出加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「基本方針違反」や「国家戦略特区基本方針違反」の意味するところが明らかではなく、また、お尋ねについては、仮定の質問であるため、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「岡山理科大学獣医学部新設について」及び「当該獣医学部の運営等に関し」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの岡山理科大学獣医学部の平成三十年度の入学者数については、平成三十年四月三日時点において百八十六名であると承知しているが、お尋ねの「海外からの学生」等の内訳については承知していない。

五について

お尋ねの「国家戦略特区基本方針違反」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困

難である。

六について

お尋ねについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

七、十、十一、十六及び十七について

お尋ねについては、柳瀬元内閣総理大臣秘書官が、平成三十年五月十日の衆議院予算委員会及び参議院予算委員会において参考人として答弁したところであると承知している。

八及び九について

「安倍総理」や「政府」による「確認」に係るお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

十二から十四までについて

お尋ねについては、安倍晋三衆議院議員の私人としての活動等に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十五について

お尋ねの「総理秘書官の面会」や「総理と無関係に・・・自分の個人的な知人に・・・面会する」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。